

Tax Information

税のたより

税金の滞納処分

税金を滞納したまま放置していると、法律に基づき滞納者の意思にかかわらず滞納処分(差押)を受け、強制的に税金を徴収されることとなります。

差押処分

本町においても、滞納の状況により、勤務先へ給与照会するなど財産調査のうえ、給与・不動産・預貯金・生命保険など各種財産の差押処分を行っています。

※平成21年度以前の税金に滞納のある方には、11月に納付催告書を送付しましたが、まだ納付されていない場合は早急に納付してください。

納税相談

納期限までに納税できない事情がある場合は、納税方法等を収納課でご相談ください。

税理士による無料税務相談

開催日

12月8日(水)

時間

午後2時～4時
(一人30分以内)

場所

役場 2階第2会議室

担当

役場 収納課
内線 122・123

内容

東海税理士会津島支部所属の税理士
相続、贈与、確定申告(消費税込)などに関する税務相談全般

申込方法

税務課へ電話でご予約ください。

その他

・プライバシーは守られます。
・申告書等の税務書類の作成は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課
内線 175・176

税務署からのお知らせ

●平成22年分所得税確定申告書の送付について

平成21年分所得税確定申告の際にe-Taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所または役場等からパソコンを使用して提出された方や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から提出された方)には、確定申告書および青色申告決算書等は送付されません。必要な場合は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口等でお受け取りください。すようお願いいたします。

●相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせ

します。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について、所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。お手数をお掛けしますが、必要な手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いいたします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

問い合わせ先

津島税務署
☎0567(26)2161